

新型コロナウイルス感染症に関する特例措置について

①<<国民健康保険・後期高齢者医療>>「傷病手当金」の支給について

- 対象者／新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、労務に服することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けられなかった被保険者
- 支給対象となる日数／労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日
- 支給額／(直近3か月の給与等収入額÷就労日数)×3分の2×支給対象となる日数
- 適用期間(労務に服することができなくなった起算日の適用期間)／令和2年1月1日～9月30日

おたずね／保険年金課 ☎21-6982

②<<国民健康保険・後期高齢者医療>> 保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等に、申請により、保険料の減免を受けることができます。

- 減免対象者(世帯)／
 1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方(世帯)
 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の①～③の全てに該当する方(世帯)

世帯の主たる生計維持者について

- ①事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上と見込まれること。
- ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- ③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

- 減免額／上記1の場合 全額
上記2の場合 前年の所得によって異なります(全額～10分の2)

おたずね／保険年金課 ☎21-6984 島根県後期高齢者医療広域連合 ☎0852-20-7526

③<<介護保険料>> 保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度減少した場合、65歳以上の方の介護保険料の減免を受けることができる場合があります(収入等の要件があります)。申請が必要です。

おたずね／高齢者福祉課 ☎21-6212

④<<国民年金>> 国民年金保険料の免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定以上減少した場合に、国民年金保険料の免除が受けられます。

- 対象者／収入が減少し、保険料免除に該当する水準になることが見込まれる方(詳しくは、18ページをご確認ください)

おたずね／保険年金課 ☎21-6982 日本年金機構出雲年金事務所 ☎24-0045(音声案内②→②)

災害が発生しやすい季節です

災害時は、ためらわず避難しましょう！

市では、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、過密にならないよう通常以上に多くの避難所を開設します。また、あわせて避難所の衛生管理を徹底します。災害時には、「早めに」「ためらわず」避難しましょう。

コロナ禍における避難について、次の「5つのポイント」を確認しておきましょう。

コロナ禍における避難の5つのポイント

- 避難とは【難】を【避】けること。
安全な場所にいる人は、災害時の移動リスクを負ってまで避難所に行く必要はありません。
ハザードマップで災害リスクを確認しておきましょう。
- 避難先は、小中学校・コミュニティセンターなどの指定避難所だけではありません。
自宅の2階や安全な親戚・知人宅に避難することも考えておきましょう。
- マスク・消毒液・体温計は、できるだけ自ら持参しましょう
- 市が開設する避難所は、ホームページや防災行政無線、いずれも防災メールなどで確認してください。
- 豪雨時に、やむを得ず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認してください。

おたずね／防災安全課 ☎21-6606